

被扶養者申告書の添付書類一覧（取消）

事 由	必 要 書 類
就職により他の保険制度の被保険者となったとき	新たに加入した社会保険証の写し
認定基準日額以上の雇用保険を受給するとき 【認定基準日額】 3,612円未満：下記以外 5,000円未満：60歳以上又は公的年金受給者	雇用保険受給資格者証の写し (受給開始日が印字されたもの)
収入が限度額を超過したとき	取消の事実が発生したことが確認できる書類
死亡したとき	埋火葬許可証の写し
離婚したとき	戸籍抄本又は謄本
その他取消の事実が発生したとき	取消の事実が発生したことが確認できる書類